

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【公表番号】特表2008-511846(P2008-511846A)

【公表日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-015

【出願番号】特願2007-528740(P2007-528740)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0075】

キャリアー層10は、 $10\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)から $50\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)の間の層の厚さ、望ましくは $19\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)から $23\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)の間の厚さの例えばポリエチレンテレフタレート(PET)又はBOPP(二軸延伸ポリプロピレン)フィルム層からなる。剥離(分離)層20と保護ラッカー層21は、次に凹版スクリーンシリンダーによってキャリアーフィルムに形成される。その際、剥離(分離)層20と保護ラッカー層21は、 $0.2\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)から $1.2\text{ }\mu\text{m}$ (マイクロメートル)の間の厚さからなることが望ましい。それらの層を省略することもまた可能であり得る。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0086

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0086】

図2から見られるように、膜231と23nの堆積のためのコーティング方向は、平面的なレリーフ構造26の表面に対して垂直に向けられている。その方向は、図2において矢印30によって示される。その点において、コーティング装置は、物質がレリーフ構造25と26に一定の表面積密度で堆積されるような方法で設計されるので、結果としてその処理ステップ、レリーフ構造25と26上の膜231と23nの表面積密度は均等で一定となる。したがって、そのように、例えば、膜231、23nの伝導性を異ならせるため及び/又は膜231、23nの形状を作成するためにどんな事前の対策も必要ではない。その点において、膜231と23nを構築することが、1回の製造ステップにおいて精密な重なり合いの関係でもたらされ得ること、そして、レリーフ構造のミクロ構造化のため、例えば、回路を製造する時に必要とされる、特に高い分解能が達成されることは、特に有利である。

【手続補正3】

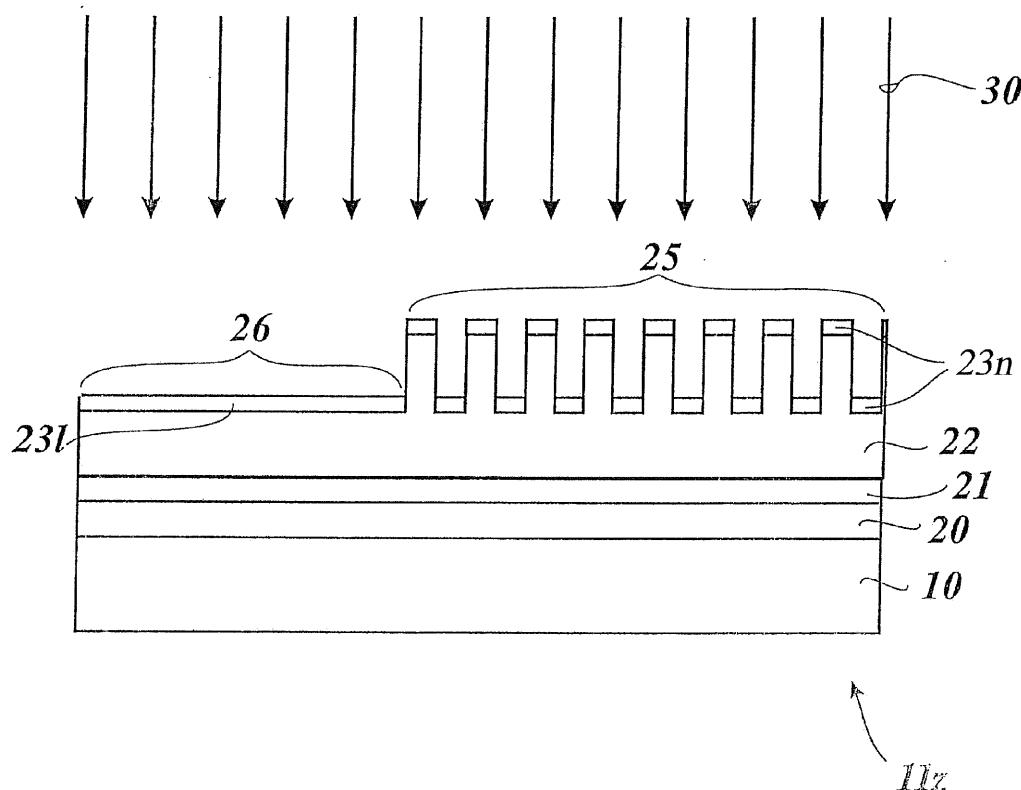
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】



【手続補正4】

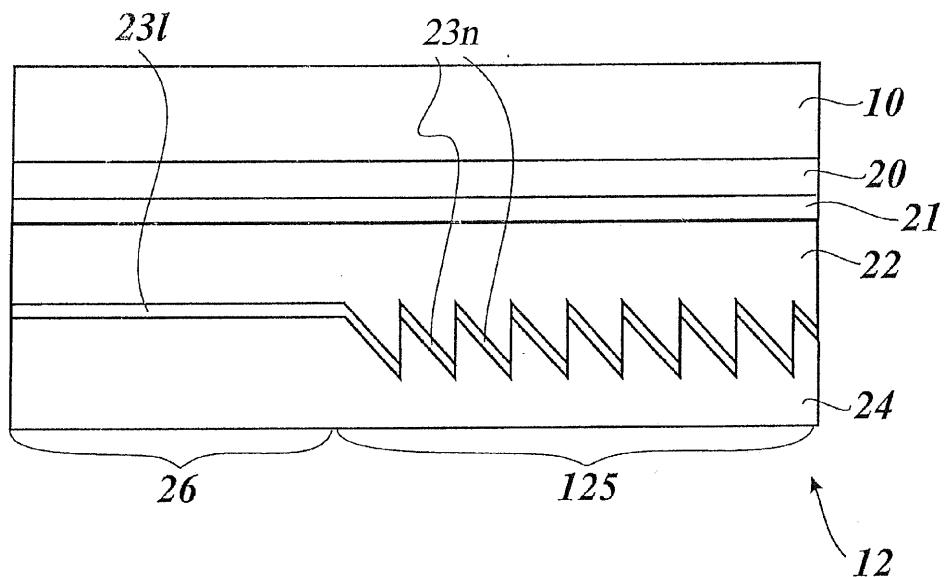
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図3】



【手続補正5】

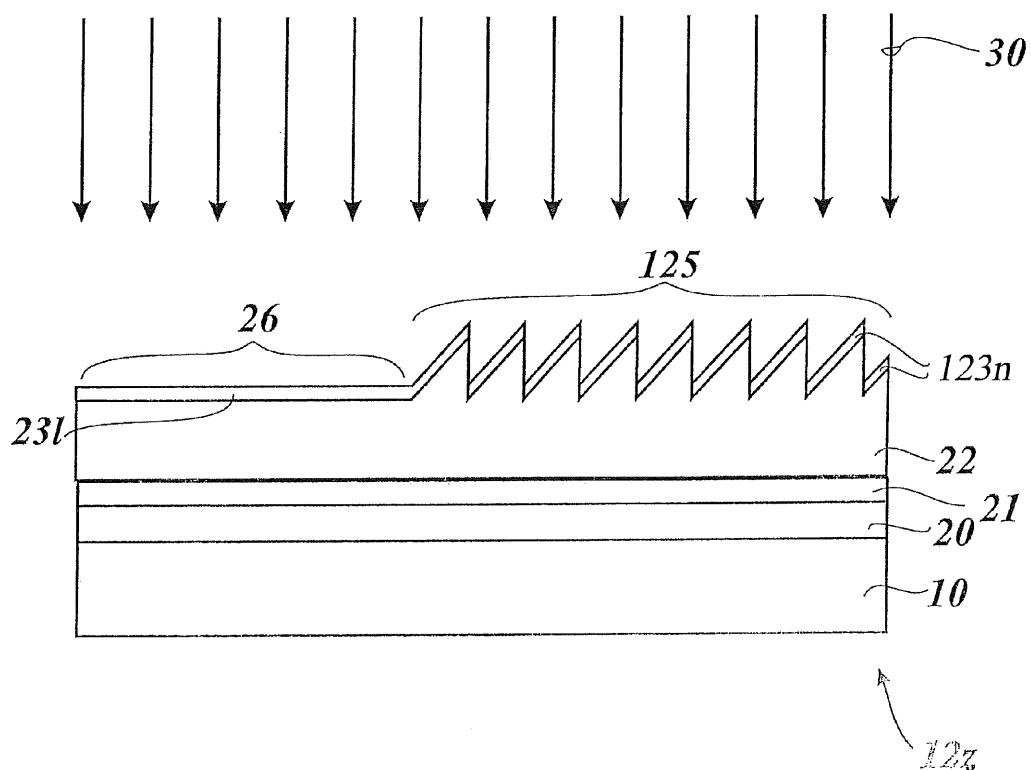
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図4】



【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 6】

